

令和8年7月29日

社会福祉法人
土岐市社会福祉協議会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第3期）

女性が個性と能力を十分に発揮でき、男女ともにより一層働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年7月29日から令和10年3月31日までの2年間

2. 目標と実施時期・取組内容

（1）目標

全職員平均で年次有給休暇の取得率を65%以上とする

（2）実施時期・取組内容

- 令和8年7月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、問題点の分析を行う。
- 令和8年9月～ 定期的な年次有給休暇の取得状況把握を行う。
取得実績が低い職員に対して働きかけを行う。
- 令和9年4月～ 定期的な年次有給休暇の取得状況把握を行う。
各部署の課題を検討し、事務の効率化等を図る。
- 令和9年9月～ 定期的な年次有給休暇の取得状況把握。
取得実績が低い職員に対して働きかけを行う。
- 令和10年1月～ 取得率の前年比較等により次期取得目標策定を行い、取得率の達成を目指す。